

## 沼津市におけるスマートインターチェンジ地区協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、沼津市スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 地区協議会は、愛鷹スマートインターチェンジ及び駿河湾沼津スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。

- (1) 当該スマートインターチェンジの社会便益（スマートインターチェンジの費用と比較し、十分な社会便益を確認すること）
- (2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性
- (3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- (4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法
- (5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方法
- (6) 当該スマートインターチェンジの利用促進方策
- (7) 広域的検討結果の反映
- (8) 当該スマートインターチェンジの供用後における社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等
- (9) 前号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために地区協議会が必要と認める事項

### (構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

### (会長等)

第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、沼津市長をもって充てる。
- 3 副会長は、沼津市建設部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、別表第1に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、沼津市まちづくり統括監をもって充てる。
- 4 副座長は、沼津市建設部建設デザイン政策課長をもって充て、座長を補佐する。
- 5 幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。
- 6 座長が必要と認める場合は、別表第2に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 地区協議会及び幹事会の事務局は、沼津市建設部建設デザイン政策課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

付 則

- 1 この規約は、平成24年12月12日から施行する。
- 2 愛鷹スマートインターチェンジ地区協議会規約（平成23年11月17日施行）は廃止する。
- 3 この規約は、平成27年9月30日から施行する。
- 4 この規約は、平成28年11月25日から施行する。
- 5 この規約は、令和6年4月22日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

| 所属・役職等                           |
|----------------------------------|
| 沼津市長                             |
| 国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長         |
| 国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長         |
| 静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長             |
| 静岡県 沼津土木事務所長                     |
| 静岡県 警察本部 交通部 交通規制課 管理官           |
| 静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長          |
| 静岡県 沼津警察署長                       |
| 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整 課長   |
| 中日本高速道路株式会社 東京支社 富士保全・サービスセンター所長 |
| 沼津バス協会会長                         |
| 沼津市 建設部長                         |

別表第 2（第 7 条関係）

| 所属・役職等                                |
|---------------------------------------|
| 国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長補佐            |
| 国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 計画課長          |
| 国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理第二課長      |
| 静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課 高速道路班長            |
| 静岡県 沼津土木事務所 企画検査課長                    |
| 静岡県 警察本部 交通部 交通規制課 規制企画係長             |
| 静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 規制係長           |
| 静岡県 沼津警察署 交通課 交通規制係長                  |
| 中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課長代理       |
| 中日本高速道路株式会社 東京支社 富士保全・サービスセンター 工務担当課長 |
| 沼津市 まちづくり統括監                          |
| 沼津市 建設部 建設デザイン政策課長                    |